

## (第八部)

## 第五回参議院文部委員会会議録第八号

昭和二十四年四月二十六日(火曜日)  
午後一時三十八分開会

- 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 教育委員会法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(田中耕太郎君) それでは委員会を開会いたします。先ず学校教育法の一部を改正する法律案につきまして、政府の提案理由の説明を求めます。

○政府委員(左藤義祐君) 大臣よりつて提案の理由及びこの法律案の骨子と手が引けませんので、代りまして只今議題となりました学校教育法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及びこの法律案の骨子とするところを御説明申上げます。

先ず提案の理由であります。医学又は歯学の学部をおく大学におきましては、單に練達した技術者を養成するに止まらず、社会人としても立派な医師又は歯科医を養成しなければなりません。そこでその教育の改善と向上の程度を特に高め、その目的を達成する必要があります。次に新制の最後の段階たる新制大学につきましては、入学志願者の方に於ける父兄の経済的負担力の限界が四ヶ年となつておりますが、この際の現状としては、入学志願者がいなければならぬ社会的必要性などを考慮いたしますと、短い期間に完結する

いわゆる短期大学を必要とするようになります。従つて当分の間度を認めるこことにより、一面速かに新修業年限二年又は三年の短期大学の制度を認成を図ると共に、他面社会の要望に添いたいと考えるのでござります。

次にこの法律案の骨子とすることを御説明いたします。先ず第一は、学校教育法の規定によれば、新制大学の入学資格は、新制高等学校卒業程度を以て原則とするのであります。医学又は歯学の学部を置く大学に入学しようとすると者の入学資格については、特例を認めて、より高い程度、即ち他の学部において二年以上在学して所定の課程を履修した者を定めようとする

あります。

次に新制大学の修業年限は、学校教育法に規定するごとく、四年を以て原則としますが、これを二年又は三年課程に短縮した短期大学をも認めることにしようとするのであります。尚、この短期大学の取扱方につきましては、大学院を置くことを認めないこととし、その他はすべて四年制大学に関する規定を準用するものであります。最

後に、短期大学を卒業した者のうち、更に四年制の大学へ進学する希望を有する者については、一定の基準に従つて四年制の大学へ進学する希望を有する者は、一般教養を他の学部において二年以上修了いたすという意味でございまして、いわゆるアーマジカル或是アーデンタル・コースとしての意味においてこうした一般教養を習得いたしました上において、医学部或いは

十五年度より開設することとしたいたと存するのであります。

以上が本法律案の提案理由とその骨子とするところであります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決ならんことをお願いいたします。

○委員長(田中耕太郎君) 次に本改正案につきまして只今の説明がありましたがところに対してもお質問ございましたらば……

○河野正夫君 一体今法律案を配つて今質議をろといふのは甚だ無理な話なんですが、もう少し法律案が早く我々の手許へ届くよう文部省當局は処置を講ずべきではなかつたかと思いまして、取敢ず少しずつ質問を進めて行きたいと思います。

この最初の医学又は歯学の学部を置く大学に對して特例を設けている点であります。尚、この大学の他の学部又は他の大学に二年以上在学するという意味はどういうところにあるか。例えばすぐに医学部に入れないといたしますと、どういう学部を出るということを言つておるのであるか。その点はつきり聞いて置きたいと思います。

○政府委員(西田清助君) お尋ねの問題の点でございますが、他の学部において二年以上の課程を修了しと申しますのは、一般教養を他の学部において二年以上修了いたすという意味でございまして、いわゆるアーマジカル或是アーデンタル・コースとしての意味においてこうした一般教養を習得いたしました上において、医学部にも同様じやないかと思つておる。或は医学部にも同様じやないかと思つておる。或は医学部にも同様じやないかと思つておる。

歯学部に入学することとなります。

○河野正夫君 そういたしますと、この一般教養をやる、いわゆる教養学部とでも申すものが設けられていないとすると、例えば文学部で理学部に入つてその二年をやるという意味に取つてよろしいか。そうでないといつたまますとどんな学部を通じて、とにかくそこに二年なら二年の教養学部というものの存在を予定していなければ、何だかこの條文がはつきり埋めないよう気がいたします。

○政府委員(西田清助君) 他の学部において習得すべき各課目といたしましては、自然科学として物理、化学、生物、数学その他人文科学、社会科学といふようなものにつきまして一定の単位を習得することとあります。尚、この大學につきましても、各府県にそれぞれ医学部或は教育学部といふような設けもござりまするし、外に理学部、文学部等も設けられておるわけですが、その点を少し丁寧に御説明をお願いいたします。

○委員長(田中耕太郎君) 西田委員申上げますが、学校局長はそのうちに見えてることになつております。今ちょっと連れておりますが、学校局長から詳しい答弁を求めたほうがいいのじやないかと思います。それまでお待ち願います。

○河野正夫君 この條文を離れて、一般的に大学の学部の構想といふものを承つて置かないことを了解ができないと思うのであります。つまり理学部なら理学部を四年間やる、この中には教養学部のものがあるだろうと私は思つておる。或は医学部にも同様じやないかと思つておる。

○政府委員(西田清助君) 今日まで大

う、工学部にもそうちだらうと思うのであります。特に医学部又は歯学部においては他の学部の二年間の学習を必要とするという点が、工学部や農学部に較べてどうしてそう必要であるか了解できない。というのは年限が長く必要であるといふ意味なら、医学部なり歯学部を六カ年の課程にして、その初めの二年で教養学部的なものを履修すればよい。丁度工学部においても恐らくは前期二年といふものは大体教養学部の二年で教養学部的なものを履修すれば、その後で一般の大学の学部の講義がいたします。

○政府委員(西田清助君) 他の学部においては、前期二年といふものは大体教養学部の二年で教養学部的なものに当ると私は思うのであります。ですが、その点で一般の大学の学部の講義の設け方とか、或は今言つたような一般的なものに当ると私は思うのであります。ですが、その点で一般の大学の学部の講義の構想がはつきりしていないのかも知れませんが、その点を少し丁寧に御説明をお願いいたします。

○委員長(田中耕太郎君) 西田委員申上げますが、学校局長はそのうちに見えてることになつております。今ちょっと連れておりますが、学校局長から詳しい答弁を求めたほうがいいのじやないかと思います。それまでお待ち願います。

○大臣信幸君 ジュニア・カレッジの制度をお設けになることについて伺いたいのですが、大体社会的な要望が主であつて、これを設けることによつて新制の完成を図るといふ点にどれだけ寄與するか、そういう点の御説明を頂きたい。

校その他から申請せられた学校につきまして、大学に昇格する点についていろいろと審議をして來られたわけではありませんが、御承知のことくそのうちに四年制の大学とすることが適当でないという指定を受けておるものもあるのです。又一方におきまして専門学校それ自身においてまだ四年制の大学に一轍にしてなる見込がないと考えられたのは、申請をせざるものも相当あるわけあります。これらの学校に対しまして若し差当り二年制の課程を持つ大学を認める所とすれば、或いは改めて申請し、又保留中のもので或は不合格と一應指定されたものが、合格することにもなるだろうと考えられるのであります。そういうことはこのいたしますために、一つの寄與に相成るであろうところいうふうな考え方を以ちまして、短期大学の制度を考えた次第であります。

#### ○大隈信幸君 そういたしますと、大

学の制度は將來六・三・三・四の完成した時に廃れる、そういう暫定的な措置であつて、恒久的なものでないといふように考えていいのでしょうか。

○政府委員(稻田清助君) そういう趣旨を以ちまして、学校教育法の規定につきまして、附則の中の規定に「当分の間」といたしておりまして、御意見のごとく将来は六・三・三・四の学制形態を企図いたしておるわけあります。

○大隈信幸君 もう一つついで伺いたいのですが、大体いつ頃六・三・三・四の最後の四が完成するというお見通

しでおられるか、その点を承わりたい

と思ひます。

○政府委員(稻田清助君) その点につきましては未だ見通しがつき難ねておるような状態でござります。

○委員長(田中幹太郎君) 外に御発言ございませんか……。それでは尙質疑が幾つておりますから、本案につきましてはこの程度に止めておきます。

○委員長(田中幹太郎君) 本件につきましても専門学校につきましても未だ見通しがつき難ねておるような状態でござります。

は教育委員会を設置したこととした

しました。

最後に教科書の採択につきましては、初めての制度であるので、都道府県委員会のみでその事務を行うことと

は、初めの制度であるので、都道府

委員会のみでその事務を行なうことと

は、初めの制度であるので、都道府

定いたしますと、昨年の例に倣しまし

てこれに要する予想経費を計算いたし

ますと、約九億円余に及ぶことになる

のであります。現下の我が國の中央地

方の財政状況に鑑みまして、教育委員会の設置を更に二ヶ年延期して二十七

年までとすることにいたしたのでありま

す。

第二の点は、教育委員会法によりま

すと教育委員会の委員の任期は四年で

あります。が、二年ごとにその半数が

改選されることになつております。若

れ、その最初の委員の選挙が行われま

す。二十五年度には都道府県委員

会の委員の半数改選が行なれ、更に二

十六年度には本年度設けられた市町村

の教育委員会の委員の半数改選が行な

れ、その後毎年都道府県又は市町村に

おいて、教育委員会の委員の選挙が交

互に行なわれることになります。ここに

おきました若し本年度及び二十六年度

に選挙を行わないといたしますと、

今後は隔年に都道府県と市町村教育委

員会の委員の選挙と同時に行い得るこ

ととなりまして、費用、労力の点につ

いて可なりの節約を図ることができる

のであります。従いまして本年及び二

十六年度には教育委員会を設置しない

ことにして下さいとござります。

尚教育委員会法の他の点につきまし

ます。以上三点が今回の一部改正案

の要点であります。

十四个方面用教科書の展示会で、学校實

任者の選択による教科書の需要表を都

道府県において集計して、採択の報告

を提出させた昨年の実情から考えます

ると、教育委員会法第四十九條の規

定に帰り、市町村に教育委員会が設けら

れている場合には、その教育委員会

が採択しても不都合がないばかりでな

く、むしろその方が教育上適切である

と認められるのでありますし、且つ

本年八月頃には二十五年度用教科書の

展覧会を開催し、教科書の採択を行な

必要がありまするために、今回これに

関する第八十六條を改正することにい

たした次第でございます。即ち本條に

おいては目下用紙割当を実施してい

る実情から、当分の間教科書の採択は

文部大臣が行うことのみを規定いたし

ます。そして、検定は文部大臣、採択は各教

育委員会から、当分の間教科書の採択は

文部大臣が行うことのみを規定いたし

ます。以上の点が今回の一部改正案

の要点であります。

第三は教科書の採択についてであり

ます。教科書の採択についての研究が不十分であると考えまして、差当り都道府

県教育委員会のみにその事務を行わせ

ることを適當と考えたのであります。

ある後の二行程のところに、「教課用

」

の節約を図れるわけでありまして、これがため本年度及び昭和二十六年度に要とし、若し本年度市町村の約半数五千余が教育委員会を設置するものと仮

ることを適當と考えたのであります。

改正の法律案の提案理由の四行ばかりある後の二行程のところに、「教課用

図書の採択は都道府県教育委員会のみで行う必要がなくなつたので、所要の改正を加える必要がある。」というのは我々は了解に苦しむのでありますから

員会の何を二ヶ年延長したことになつたので、この教育委員会法を審議した場合に、参議院側としては、当時の一般國民の民主的な教養の程度或いは財

度に分けて設置することにいたしましたのでござります。

ために何つて置きたいんですけど、それども、先程の御説明で大体分つたがと申いますが、この第七十條、二十七年まで延期した後に、二十四年及び二十五年には行な

○委員長(田中耕太郎君) それでは、  
程の河野委員の学校教育法一部改正案  
についての御質問に対し、学校教  
局長は、差支えがありますので、鶴木  
校教育局次長が来られましたので答  
えます。

○政府委員(田中清助君) 昨年第二回国会におきました。この教育委員会法ができまして、同時に同じ国会で教科書図書発行に関する臨時措置法が成立いたしたわけあります。従いまして教育委員会法の制定の当時におまかせ

政といふより、たゞ方面から、五年を全般見直すの修正意見を持つておつたのであります。ですが、今回政府の方では二ヶ年の延期期間を考えたことになつたわけであります。が、その間の二ヶ年延期するということに対する根拠を一つ伺いたいと思ひます。

主として地方財政の困難ということが多いわれておりますが、若しこの地方財政が復活をしない場合には、又更に延

とになつておりますが、これは現在の五大都市及びその他、昨年特に教育委員会を設けた市町村の半数の選舉が、來年の二十五年度に行われるからです。ることは了承いたしましたが、その點に新たに教育委員会を設置したい」と

○政府委員(飯木亨弘君) 医学及び  
学の学部におきまして、他の学部の  
年以上終了した者を入学資格といった  
ますが、その他の学部ということがあ  
るいうわけで必要であるかというよ

しては、教科書発行に関する臨時措置法を実施いたしました既においての成績の見通しというような点につきましては、すでにそれを実施いたしました。今日はと異なりまして、それ程はつきりいたしてなかつたのであります。当時はおきましては、教科書の見本展示会等によるまする探査といふことが初めての試みでありますので、当分の

○政府委員(辻田力策) 教育委員会の制度は我が國に初めての制度でござりますが、その目指すところは皆さん承知の通り、教育の自主性、教育の地方分権化、これは教育の独立性を十分尊重するというような、民主化というよろくな非常に高い理想の下に作られた制度でござりまするが、この制度をできるだけ早く実施いたしまして、この目標を

○政府委員(壯田力君) 将來の経済政策  
は、上に述べた如きにつて予断する所では、  
適當なんですか、その辺をお伺いいたい。  
したい。技術的なのか、或いは実情な  
のか、或いは見通しが立たないから  
應やつて置くのかといふようなことだ  
つゝ……。

う、市町村の選舉も行うという趣旨であります。あるように思いますが、併し全体として二十七年まで延期したという觀點から申しますれば、すでに既設の教育委員会の半数改選はとにかくもこの他のものはやはり二十七年まで一回を延期する方が妥当ではないかと思ますが、その点のお考えは如何ですか。

は都道府県教育委員会において採択が  
するということが便宜な处置であるこ  
とを考えたのであります。実際昨年ま  
では都道府県知事が行なつたのであ  
りますが、見本展示会を中心としま  
して、各学校において採択カードを提  
する方法によつていたしました採択  
方法が、比較的成績よく行われまし  
ので、もうこの分ならば特に例外を設  
けないでよいと思ふ。

すところの目標をできるだけ早く実現いたしたいというために、昨年から一度の途中でありますしたが実施した次第でございます。併しその後の経過等を見、又内外におきまする諸般の事情を考慮いたしまして、後二ヶ年間その位置を延期し得るということにいたしましたのでございます。この二ヶ年間といふ計算は、これは先ず中央、地方の財政

ことは、非常に困難なことだと存すアリの  
のであります。現在の段階におきましては、  
できるだけ早く委員会が各地区に於ける  
方においてその所期の目的を達成する  
という考え方と、それから一方には実験  
から考えまして、併しそれは若干遅延さ  
なければならんといふ、その両方の立場を  
請から考慮いたしまして、現在の段階  
では二ヶ年延したいという結論に達

けないで、採択と申しますものは成べく教科書を使用いたしまする学校近いところでのやる方が理想ありますので、もう本則に沿つて差支ないにないかという考え方以てこの改正を案いたしたわけであります。

○若木謙蔵君 第七十條の五大市をいた市町村の教育委員会の設置は、十七年十一月一日までに行わなければ

事務が困難であるというふうなことがあります。一つの理由でありまするが、尙都選出県の委員会の委員と、地方委員会の委員の選舉を同時にを行い、而もそのたはに経費、資材、労力の節約を図りました。ということになります。それから二十一年に一律に地方委員会を設けること五年は地方的な事情で困難な場合もあるる。

○委員長(田中純太郎君) 教育委員會の一部改正案について御質問ござりますが、……。若しありませんけれど、前の方に戻ります。

○委員長(田中兼太郎君) 教育委員會の一部改正案について御質問ござりますが、……。若しありませんけれど、前の方に戻ります。

○委員長(田中兼太郎君) 学校教育の一部改正につきまして答弁が残つておりますからお答えいたさせます。

○河野正夫君 ちよつとその前に念

が比較的容易ではないかという考え方であります。

○河野正夫君 分けてやりまして、これは各市町村の規模に応じて二十一年にやろうと思えば、改めてやり得ということだけできいましょろかその点。

○政府委員(辻田力君) さとうやないります。

の実情から申しまして、一面これは当医学の教育について、長い年月をしますので、教育刷新委員会におきまして、この問題を取り上げて、議いたしました結果、刷新委員会の案といたしましては、六年の大学とうことが適当ではないかという御意見があつたのであります。それで今医学審議会と刷新委員会としばらく

第八部 文部委員会会議録第八号 昭和二十四年四月二十六日 [參議院]

議をいたしまして、両者の意見の相違を妥結するよう努めたのでございますが、その結論といたしまして六年の大学は認められない。他の大学もしくは学部の二年以上を終了した者について、入学資格を認めようとすることに結論として妥結いたしましたので、その結論に基いて、この法案を作成したのをございます。

六年の大学を他の大学というふうに限定いたしました理由は、その医師といふ職業を決定いたしますのが、できるだけ高年齢において決定するをまことに立つて医師のコースというふうに、決定したコースによって勉学しないで、いろいろな職業につくものと同じような扱いで、共に勉学をして、それから二ヶ年以上たつて医者になるとも、一定の単位を要求されますので、その如何なる学部でもそれを、要求を充たすだけの学科課程、学科組織がございませんので、例えば総合大学でございますとか、高等學校と他の専門学校と一緒にまとめてきました文理学部を持つような大学でございますとか、或いは一般教養のコースを以て医学に対しまくる進学者の必要とする科目を備えておる大学等が、医学衛生への学部を有する大学と考えられると考えるのでございます。大体他の学部といふふうに

○河野正夫君 大体了解いたしましたが、只今の御説明によりますと、要するに医科なり歯科なりの大学に入らうとする者が、先ずその準備として大学に入ると、その学部で二ヶ年間基礎的な或る社会的な、又は人間的な必要な修養を中心に行なうのであります。すると、そういうふうな学部が存在するということを前提としておるわけです。その大学に入る前に、例えば工学部なら工学部に仮に入つておつて二年間修業して、それから四ヶ年の医学部に入るという場合に、工学部の四ヶ年の初めの二ヶ年が全く工学関係の純専門的のものだとすれば、医学の方に進むためには必要がないわけである。従つて工学部の最初の二ヶ年というものは、当然医者にも他の人でも必要なようない種の人文学的といふか、修養を中心とするような学科が修められるわけです。言い換えると一般に言つて、四ヶ年制大学の初めの二年といふものは、大体において教養を中心とすることをやるという前提があつて、初めて只今の御説明が生きるのではないかと思うのですが、その点如何ですか。

山学校に設備をいたすわけには参りませんので、工学部だけしかない大学の工学部に入つて、医科に必要な二年間の単位を取るということは非常に困難であると思ひますけれども、それが非常に例えは総合大学のような場合を考えますと、工学部におりまして途中から医科に行きたいといふようなふうに目的を変更いたしましても、他の学部につきまして必要学科を、科目を修得できるという場合におきましては、工学部の二年以上を通じました場合でも大体入ることができます。でございますからどのような学部でも必ず入れるようになりますんけれども、具体的にはそういう医科に入るような簡単位を取り得るような設備のある大学に入学するということが必要になつて來ると思います。

<p><b>政府委員</b></p> <table border="0"> <tr> <td>文部政務次官</td> <td>左藤</td> <td>義誼君</td> </tr> <tr> <td>文部事務官</td> <td>鈴木</td> <td>亨弘君</td> </tr> <tr> <td>文部省学校 教育次長</td> <td>稻田</td> <td>清助君</td> </tr> <tr> <td>教科書局長</td> <td>(調査局長)</td> <td>辻田 力君</td> </tr> <tr> <td>文部事務官</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	文部政務次官	左藤	義誼君	文部事務官	鈴木	亨弘君	文部省学校 教育次長	稻田	清助君	教科書局長	(調査局長)	辻田 力君	文部事務官			
文部政務次官	左藤	義誼君														
文部事務官	鈴木	亨弘君														
文部省学校 教育次長	稻田	清助君														
教科書局長	(調査局長)	辻田 力君														
文部事務官																

第六百九十七号 昭和二十四年四月  
十三日受理  
六三制学校建築費國庫補助等に関する  
請願 請願者 京都市上京区丸田町通  
金座北入牧野虎次  
紹介議員 カニエ邦彦君  
六三制学校建築費國庫補助並びに起債については全面的に打ち切りとなり、あるいは極度に減額せられる由であるが、これが事実とすれば教育上、地方財政上または思想上に及ぼす影響は極めて大なるものがあると思慮せられるから、教育の重要性にかんがみ國庫補助並びに起債の継続及び増額を図られたいとの請願。

第七百五号 昭和二十四年四月十四日受理  
六三制学校整備費國庫補助増額に関する請願  
請願者 東京都港区南山小学校  
父母と先生の会内 大塚三郎  
紹介議員 岩間正男君  
昭和二十四年度六三制整備費が大幅に削減され、最少限度の教室すら整備が不可能となると、今日までの努力と犠牲はう有に結し、憲法の保障する教育の機会均等は失われ二部教授、青空教室の再現となり、新学制の所期するところと逆の現象をきたす虞がある。更に地元寄附金募集等も底をついている状態であり、これ以上協力を求めるとは不可能であるから、日本再建の基礎である青少年の義務教育完全実施のため、昭和二十四年度学校整備費國庫



育、保健、家庭、農業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業及び水産のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。）を含む）、職業指導、職業実習及び外國語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外國語に分ける。）

## 二 高等学校の教員にあつては、

國語、社会、数学、理科、音楽、図画、工作、書道、保健体育、保健、家庭、農業、農業実習、工業、工芸、商業、商業実習、水産、水産実習及び外國語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外國語に分ける。）

## （授與）

第五條 普通免許状及び仮免許状は、別表第一、第二若しくは第三に定める基準資格を有し、且つ、大学において別表第一若しくは第二に定める単位を修得した者（養護教諭はあつては、文部大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第三に定める就業時間の過程を修了した者）又は教育職員検定に合格した者に授與する。但し、左の各号の一に該当する者には、授與しない。

## 一 十八歳未満の者

二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけること、これに相当するものを修了しない者を含む）。但し、文部大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。

## 三 禁治童者及び墮落治童者

四 禁治童者及び墮落治童者

## 五 免許状取上げの処分を受け、

当該処分の日から二年を経過しない者

六 日本国憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の團體を結成し、又はこれに加入した者

## 2 免許状は、國立又は公立の学校の校長及び教員並びに教育長及び指導主任にあつては、都道府縣の教育委員会、私立学校の校長及び教員にあつては都道府縣知事（以下「授與権者」という。）が授與する。

3 臨時免許状は、普通免許状又は仮免許状を有する者を得ることが困難な場合に限り、第一項各号の一に該当しない者に、都道府縣の教育委員会規則又は都道府縣規則の定めるところにより、授與するものとする。

## （教育職員検定）

第六條 教育職員検定は、受験者の人物、学力、実務及び身体について、授與権者が行う。

## 2 学力及び実務の検定は、第九條

除くほか、別表第四、第五、第六又は第七の定めるところによつて行われなければならない。

## （証明書の発行）

第七條 大学（学校教育法第九十八条第一項に規定する専門学校、文部大臣の指定する教員養成機関、文部大臣の認定する高等学校並びに文部大臣の認定する講習及び通じ教育の開設者を含む。）又は所轄（学校又は教育委員会に勤務して

## 應は、免許状の授與又は教育職員

検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の人物、学力、実務及び身体に関する証明書を発行しなければならない。

## （授與の場合の公告等）

第八條 授與権者は、免許状を授與したときは、免許状の種類、その者の氏名及び本籍地を原簿に記入するとともに、これらの事項を公告しなければならない。

## 2 前項の原簿は、その免許状を授與したときの免許状を表裏に記入し、一回に限り、教育職員検定に定めるところにより、授與する（効力）。

第九條 普通免許状は、すべての都道府縣において効力を有する。

## 2 仮免許状は、その免許状を表裏に記入し、一回に限り、教育職員検定により、その有効期間を更新することができる。

## （審査）

第十條 授與権者が免許状を有する者に対し、前項の規定により、免許状取上げの処分を行わうとするときは、あらかじめ、その者に對し、その处分の事由を説明したとき、その处分の事由を記載した

## （審査）

第十二條 普通免許状の処分を受け、その免許状を取り上げることができる。但し、現に職にある者については、懸念免職の処分を受け、その情狀が重いと認められるときには、懸念免職の処分を受け、その免許状を取り上げることに限る。

## （失効）

第十三條 第十條第二項又は第十一條の授與権者は、免許状が失効したとき、又は免許状取上げの処分を行つたときは、その免許状の種類及び失効又は取上げの事由並びにその者の氏名及び本籍地を官報に公告するとともに、その旨をその者の所轄處及びその免許状を授與した授與権者に通知しなければならない。

## （失効等の場合の公告等）

第十四條 教育職員について、第五條第一項第三号、第四号若しくは第六号又は第十一條に該当すると認めたときは、所轄處（都道府縣の教育委員会又は都道府縣知事を除く。）は、すみやかにその旨を学校又は教育委員会の所在する都道府縣の授與権者に通知しなければならない。

## （通知）

第一項の規定により、免許状が失効したときは、口頭審理を行わなければならぬ。口頭審理は、審理を受ける者から請求があつたときは、公開して行わなければならぬ。

## （失効）

第十條 免許状を有する者が第五條第一項第三号、第四号又は第六号に該当するに至つたときは、免許状は、その効力を失う。

## （失効）

第一項の規定により、免許状が失効したときは、学校又は教育委員会の所在する都道府縣の授與権者に通知しなければ

## 5 審理を受ける者は、すべての口頭審理に出席し、自己の代理人として弁護人を選任し、陳述を行ひ、証人を出席せしめ、並びに書類、記録その他あらゆる適切な事実及び資料を提出することができ

る。但し、前項に掲げる者以外の者は、当該事案に關し、授與権者に対し、あらゆる事実及び資料を提出することができる。

## 6 前項に掲げる者以外の者は、當該事案に關し、授與権者に対し、あらゆる事実及び資料を提出する。

## （失効）

第七條 第十條第二項又は第十一條の授與権者は、免許状が失効したとき、又は免許状取上げの処分を行つたときは、その免許状の種類及び失効又は取上げの事由並びにその者の氏名及び本籍地を官報に公告するとともに、その旨をその者の所轄處及びその免許状を授與した授與権者に通知しなければならない。

## （失効等の場合の公告等）

第十三條 第十條第二項又は第十一條の授與権者は、免許状が失効したとき、又は免許状取上げの処分を行つたときは、その免許状の種類及び失効又は取上げの事由並びにその者の氏名及び本籍地を官報に公告するとともに、その旨をその者の所轄處及びその免許状を授與した授與権者に通知しなければならない。

## （失効）

第十四條 教育職員について、第五條第一項第三号、第四号若しくは第六号又は第十一條に該当すると認めたときは、所轄處（都道府縣の教育委員会又は都道府縣知事を除く。）は、すみやかにその旨を学校又は教育委員会の所在する都道

(書換又は再交付)

第十五條 免許狀を有する者が名の  
氏名又は本籍地を変更し、又は免  
許状を破損し、若しくは紛失した  
ときは、その事由をしるして、免  
許状の書換又は再交付をその免許  
状を授與した授與権者に願い出る  
ことができる。

第十六條 免許状の授與、書換若し  
くは再交付又は教育職員検定を願  
い出る者は、手教科として、政令  
で定める金額を納入しなければな  
らない。

（前項の手数料は、当該都道府県の收入とする。）

(但書第二号及び同様第三項の規定にかかるらず、別に文部省令の定めるところによる。)  
**第十八條** 外國において授與された免許狀を有する者等の特例)

(監修)  
第十九條 文部大臣は、この法律の施行のため、免する事令の規定により、委嘱者のな

た处分が、これらの法令の規定に違反する上認める場合、おいて

は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百四十六條第一項から第七項まで、第十項、第十一項及び第十七項の例により、その行うべき事項を命令し、高等裁判所の裁判を請求し、又は当該授

（その他の事項）

ある。 ある。  
長いはが國立又は公立の學校の  
校長及び教員並びに教育長及び指  
導主任にあつては都道府縣の教育  
委員会規則、私立學校の校長及び  
教員にあつては都道府縣規則で定

第五章 虐則

又は第六條の規定に違反して、免許状を授與し、又は教育職員検定を行つた者。  
二 虐僞又は不正の事実に基いて、免許状の授與又は教育職員検定を受けた者。

三 第七條の請求があつた場合に、虚偽又は不正の事実に基いて、証明書を発行した者。

第二十一編 第三回の續

なつた者は、一万円以下の罰金に処する。

**附 則**  
この法律は、昭和二十四年九月一日から、施行する。

表第一  
3 第五條の大学には、当分の間、  
　　のとする。  
　　にあつては「大学の学長」。これら  
　　の学校の教員にあつては「校長の  
　　意見を聞き学長」と読み替えるも

所要資格	免許状の種類	小学校又は幼稚園の教職
一級普通免許狀	二級普通免許狀	上位は大

中學校教諭	二級普通免許狀	一般普通免許狀	假免許狀
位 <small>士</small>	位 <small>士</small>	位 <small>士</small>	位 <small>士</small>
假 免 許 狀	二級普通免許狀	一般普通免許狀	假免許狀
位 <small>士</small>	位 <small>士</small>	位 <small>士</small>	位 <small>士</small>

二級普通免許狀
假免許狀

二級普通免許狀	一級普通免許狀
---------	---------

胡表第

なつた者は、一万円以下の罰金に処する。

附 則

1 この法律は、昭和二十四年九月一日から、施行する。

2 第二條第二項中「大学の管理機關」とあるのは、当分の間、大学附置の國立又は公立の学校の校長にあつては「大学の学長」、これらの学校の教員にあつては「校長の意見を聞き学長」と読み替えるものとする。

3 第五條の大学には、当分の間、許狀、園長仮免許狀、教諭仮免許狀、助教諭仮免許狀、藝能教諭仮免許狀又は養護助教諭仮免許狀を定する専門学校を含むものとする。

4 旧國民學校令（昭和十六年勅令第百四十八号）、旧教員免許令（明治三十三年勅令第百三十四号）又は旧幼稚園令（大正十五年勅令第七十四号）による教員免許狀を有する者及び学校教育法第八條に基づく学校教育法施行規則（以下單に「学校教育法施行規則」という。）第九十六條の規定により、校長仮免

5 第五條第一項第六号の「免許狀取上げの処分」には、從前の規定による教員免許狀の褫奪又は学校教育法施行規則第七十七条の二の規定による仮免許狀取上げの処分を含むものとする。

三

イ 「単位」は、大学（学校教育法第九十八條第一項に規定する専門学校を含む。）において、学生（生徒を含む。）が、科目について、その種類に應じ、左に掲げる基準により定める課程を履修した場合に與えるものとする。（以下別表第一、第四、第五及び第七の場合においても同様とする。）

イ 一時間の授業につき二時間の予習又は復習を必要とする講義によるものについては、十五

時間の授業の課程  
二時間の授業につき、一時間の予習又は復習を必要とする演習によるものについては、三

十時間の授業の問題  
前二号に掲げるものを除くほか、予習又は復習を必要としない実験又は実習によるものにつれては、四十五時間の授業の課題

二 小学校、中学校及び幼稚園の教諭の仮免許状授與の所要に關しては、この表中「大学」には、大學の別科又は文部大臣の認定する高等学校の專攻科若しくは文部大臣の指定する小学校、中学校又は幼稚園の教員養成機關を含むものとする。

三 この表中、「甲」とは、中学校の教諭にあつては社会、理科、家庭及び職業の、高等学校の教諭にあつては社会、理科、家庭、農業、工業、商業及び水産の各教科についての免許狀の授與を受ける場合を、「乙」とは、中学校の教諭にあつては國語、数学、音樂、圖画、工作、保健体育、保健、職業指導及び外國語の、高等学校の教諭にあつては國語、音樂、圖画、工作、書道、保健体育、保健及び外國語の各教科についての免許狀の授與を受ける場合をいう。

別表第二

免許状の種類		所要資格		基礎		資格	
指導主	教育長	級普通免許状	学士の称号を有し、又は教員の一種とされる。普通免許状の授與を受ける資格を有する。	職名	年在職数	職位	年教修得
三級普通免許状	二級普通免許状	右に同じ。	右に同じ。	右に同じ。	五	四五	良好な成績で勤務した旨の所管課の證明を有することを必要とする職名及び在職年数
右に同じ。	右に同じ。	右に同じ。	右に同じ。	三〇	三〇	三	三
右に同じ。	右に同じ。	右に同じ。	右に同じ。	五	五	五	五
五	七	三〇	三〇	一五	一五	一五	一五

別表第三

別表第四		免許状の種類	所要資格
基	礎	資	格
一級普通免許状	一級普通免許状	年法律第一助産婦看護師法(昭和二十三年五月一日施行)による甲種看護師に該する者	保健局助産婦看護師(昭和二十三年五月一日施行)による甲種看護師に該する者
程半部乙種高修以臣看法等了上の妻を卒業する事と。文部省令で定められたる課に文下看	部省令で定められたる課に文下看	年法律第一助産婦看護師法(昭和二十三年五月一日施行)による甲種看護師に該する者	保健局助産婦看護師(昭和二十三年五月一日施行)による甲種看護師に該する者
一五〇	三〇〇	三〇〇	科一般教養
三〇〇	六〇〇	四五〇	専門科目 養護に関するもの
一一五			成績に関するもの

第

—

における教育事務に関する職員としての在職年数には、校長の免許状の場合にあつては二年以上の、教育長の免許状の場合にあつては一年以上の教員としての在職年数を含むことを要する。但し、当分の間、教育長の免許状の場合には、教員としての在職年数を要しない。

の場合は、文部省の間、教育長の免許状の場合には、教員としての在職年数を要しない。

実務の検定は、第三欄により、学力の検定は、第四欄によるものとする。(別表第六及び第七)

二、第四欄の各項に掲げる各単位数には、同欄の他の項の単位数を含まないものとする。(別表第五)

三、大学において単位修得の認定を受けた者については、文部大臣の認定する講習文は通信教育における単位の修得をもつて、大学における単位修得の認定に代えることができる。(別表第五及び第七の場合においても同様とする。)

別表第五

所要資格	第一欄	第二欄	第三欄	受けようとする免許状の種類	
				一級普通免許状	二級普通免許状
中学校又は高等学校において、職業実習又は農業実習、工業実習若しくは水産実習の教科を担任する教諭	仮免許状	二級普通免許状	一級普通免許状	基盤資格	第一欄
中学校又は高等学校において、職業実習又は農業実習、工業実習若しくは水産実習の教科を担任する教諭	二級普通免許状	一級普通免許状	二級普通免許状	基盤資格	第二欄
中学校又は高等学校において、職業実習又は農業実習、工業実習若しくは水産実習の教科を担任する教諭	二級普通免許状	一級普通免許状	二級普通免許状	基盤資格	第三欄
中学校又は高等学校において、職業実習又は農業実習、工業実習若しくは水産実習の教科を担任する教諭	二級普通免許状	一級普通免許状	二級普通免許状	基盤資格	第四欄

備考 実務の検定は、第二欄により、学力の検定は第三欄によるものとする。

別表第六

所要資格	第一欄	第二欄	第三欄	受けようとする免許状の種類	
				一級普通免許状	二級普通免許状
養護教諭の仮免許状を有すること。	仮免許状	二級普通免許状	一級普通免許状	基盤資格	第一欄
養護教諭の仮免許状を有すること。	二級普通免許状	一級普通免許状	二級普通免許状	基盤資格	第二欄
養護教諭の仮免許状を有すること。	二級普通免許状	一級普通免許状	二級普通免許状	基盤資格	第三欄
養護教諭の仮免許状を有すること。	二級普通免許状	一級普通免許状	二級普通免許状	基盤資格	第四欄

備考 乙種看護婦の免許を有する者については、第五條第一項第二号の規定を適用しない。

別表第七

所要資格	第一欄	第二欄	第三欄	受けようとする免許状の種類	
				一級普通免許状	二級普通免許状
盲学校、ろう学校又は養護学校の教員の仮免許状	盲学校、ろう学校又は養護学校の教員の二級普通免許状	盲学校、ろう学校又は養護学校の教員の二級普通免許状	盲学校、ろう学校又は養護学校の教員の二級普通免許状	基盤資格	第一欄
盲学校、ろう学校又は養護学校の教員の仮免許状	盲学校、ろう学校又は養護学校の教員の二級普通免許状	盲学校、ろう学校又は養護学校の教員の二級普通免許状	盲学校、ろう学校又は養護学校の教員の二級普通免許状	基盤資格	第二欄
盲学校、ろう学校又は養護学校の教員の仮免許状	盲学校、ろう学校又は養護学校の教員の二級普通免許状	盲学校、ろう学校又は養護学校の教員の二級普通免許状	盲学校、ろう学校又は養護学校の教員の二級普通免許状	基盤資格	第三欄
盲学校、ろう学校又は養護学校の教員の仮免許状	盲学校、ろう学校又は養護学校の教員の二級普通免許状	盲学校、ろう学校又は養護学校の教員の二級普通免許状	盲学校、ろう学校又は養護学校の教員の二級普通免許状	基盤資格	第四欄

番号	上	欄	下	欄
一	國民学校本科教員免許狀		幼稚園、小学校及び中学校の教員の二級普通免許狀	
二	國民学校専科教員免許狀		小学校及び中学校の教員の仮免許狀	
三	國民学校初等科教員免許狀		幼稚園及び小学校の教員の仮免許狀	
四	國民学校准教員免許狀		幼稚園、小学校及び中学校の教員の臨時免許狀	
五	國民学校初等科教員免許狀		幼稚園及び小学校の教員の臨時免許狀	
六	國民学校養護教員免許狀		幼稚園の二級普通免許狀	
七	中学校高等女学校教員免許狀、高等女学校教員免許狀、中学校教員免許狀		中学校及び高等学校の教員の二級普通免許狀並びに小学校の教員の仮免許狀	
八	高等教育学校高等科教員免許狀、高等教育学校高等科及ひ專攻科教員免許狀		中学校及び高等学校の教員の二級普通免許狀並びに小学校の教員の仮免許狀	
九	幼稚園教員免許狀		幼稚園の教員の二級普通免許狀	
2	前項の表の各号の下欄に掲げる中学校又は高等学校的教員の免許状に関する免許法第四條第六項に掲げる教科については、文部省令で定める。(從前の規定による学校の卒業者等に対する免許状の授與)		第二條 次の表の上欄合号に掲げる者は、免許法第六條第一項の規定による教育職員検定により、それぞれその下欄に掲げる免許状の授與を受けることができる。	
一	旧師範学校(以下「師範学校」という)を卒業した者	上	小学校及び中学校的教員の二級普通免許狀	
二	旧師範教育令(以下「師範教育令」といふ)を卒業した者	中	中学校的教員の二級普通免許狀並びに小学校及び高等学校の教員の二級普通免許狀	
三	旧青年学校教員養成所(以下「青年学校教員養成所」といふ)を卒業した者	下	小学校及び中学校的教員の仮免許狀	
四	旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による士官学校に於ける者を除く者	上	小学校及び中学校的教員の仮免許狀並びに高等学校の教員の二級普通免許狀	
五	旧大学令による学士の称号を有する者で、三年間令る各学校の教員に相当するものとして下欄に掲げた旨の所持證の證明を有するもの	中	小学校及び中学校的教員の二級普通免許狀並びに高等学校の教員の二級普通免許狀	
六	旧高等学校令(大正七年勅令第二百八十九号)による高等学校高等科(以下「高等学校」といふ)若しくは旧專門学校令(明治三十六年勅令第一六二号)による専門学校(以下「專門学校」といふ)を卒業した者(この表の第十五号の上欄に掲げる者を除く者)を除く者	下	小学校及び中学校的教員の二級普通免許狀並びに高等学校の教員の二級普通免許狀	

十八	学校の教員の假免許狀	小学校及び中学校的教員の二級普通免許狀	小学校及び中学校的教員の二級普通免許狀
十九	高等学校の教員の假免許狀	小学校及び中学校的教員の二級普通免許狀	小学校及び中学校的教員の二級普通免許狀
二十	高等学校の教員の假免許狀	小学校及び中学校的教員の二級普通免許狀	小学校及び中学校的教員の二級普通免許狀
二十一	高等学校の教員の假免許狀	小学校及び中学校的教員の二級普通免許狀	小学校及び中学校的教員の二級普通免許狀
二十二	高等学校の教員の假免許狀	小学校及び中学校的教員の二級普通免許狀	小学校及び中学校的教員の二級普通免許狀
二十三	高等学校の教員の假免許狀	小学校及び中学校的教員の二級普通免許狀	小学校及び中学校的教員の二級普通免許狀
二十四	高等学校の教員の假免許狀	小学校及び中学校的教員の二級普通免許狀	小学校及び中学校的教員の二級普通免許狀
二十五	中学校及び高等学校の教員の二級普通免許狀	中学校及び高等学校の教員の二級普通免許狀	中学校及び高等学校の教員の二級普通免許狀
二十六	中学校及び高等学校の教員の二級普通免許狀	中学校及び高等学校の教員の二級普通免許狀	中学校及び高等学校の教員の二級普通免許狀
二十七	中学校の教員の假免許狀	中学校の教員の假免許狀	中学校の教員の假免許狀
二十八	中学校の教員の假免許狀	中学校の教員の假免許狀	中学校の教員の假免許狀

二十九	中学校の教員の假免許狀	幼稚園の教員の假免許狀	幼稚園の教員の假免許狀
三十	校長の二級普通免許狀	校長の二級普通免許狀	校長の二級普通免許狀
三十一	校長の二級普通免許狀	校長の二級普通免許狀	校長の二級普通免許狀
三十二	校長の二級普通免許狀	校長の二級普通免許狀	校長の二級普通免許狀
三十三	校長の二級普通免許狀	校長の二級普通免許狀	校長の二級普通免許狀
三十四	校長の二級普通免許狀	校長の二級普通免許狀	校長の二級普通免許狀
三十五	校長の二級普通免許狀	校長の二級普通免許狀	校長の二級普通免許狀
三十六	校長の二級普通免許狀	校長の二級普通免許狀	校長の二級普通免許狀
三十七	校長の二級普通免許狀	校長の二級普通免許狀	校長の二級普通免許狀

三十一	教育長の二級普通免許状	教育長の仮免許状	上級教育職員又は官公廳若しくは私立学校に勤務する教育事務の所轄廳の証明を有し、文部省令の規定により、教育長はこの規定に従う。
三十二	指導主事の二級普通免許状	指導主事の二級普通免許状	指導主事に準じた者又はその所轄廳の証明を有するものとし、文部省令の規定により、指導主事はこの規定に従う。
三十三	各相当の臨時免許状	各相当の臨時免許状	各相当の臨時免許状
三十四	第五條 第二條の表の第二十五号から第三十二号までの上欄に掲げる事務に関する職員としての在職年数を、第三十一号から第三十三号までにあつては指導主事としての在職年数をそれぞれ通算するものとする。	第五條 第二條の表の第二十五号から第三十二号までの上欄及び前條及び第六條に規定する私立学校に勤め、第三百五十九号による私立学校（但し、旧専門学校令第五條第二項の規定に基く専門学校入学の規定を受けて了立した学校以外の各種学校を除く。）を含むものとする。	第五條 第二條の表の第二十五号から第三十二号までの上欄に掲げる事務に関する職員としての在職年数を、第三十一号から第三十三号までにあつては指導主事としての在職年数をそれぞれ通算するものとする。

三十五	第五條 第二條の表の第二十五号から第三十二号までの上欄に掲げる事務に関する職員としての在職年数を、第三十一号から第三十三号までにあつては指導主事としての在職年数をそれぞれ通算するものとする。	第五條 第二條の表の第二十五号から第三十二号までの上欄及び前條及び第六條に規定する私立学校に勤め、第三百五十九号による私立学校（但し、旧専門学校令第五條第二項の規定に基く専門学校入学の規定を受けて了立した学校以外の各種学校を除く。）を含むものとする。	第五條 第二條の表の第二十五号から第三十二号までの上欄に掲げる事務に関する職員としての在職年数を、第三十一号から第三十三号までにあつては指導主事としての在職年数をそれぞれ通算するものとする。
三十六	第六條 第二條に規定する教育職員の検定における学力の検定は、第二條の表の各号の上欄に掲げる学校における成績証明書又は文部省令	第六條 第二條に規定する教育職員の検定における学力の検定は、第二條の表の各号の上欄に掲げる学校における成績証明書又は文部省令	第六條 第二條に規定する教育職員の検定における学力の検定は、第二條の表の各号の上欄に掲げる学校における成績証明書又は文部省令
三十七	第四條 第二條の表の第二十五号から第三十三号までの上欄に掲げる者の教員として必要な在職年数は、第二十五号から第三十号までにあつては他の教育職員又は官公廳若しくは私立学校における教育事務の所轄廳の証明を有するものとし、文部省令の規定により、教育長はこの規定に従う。	第四條 第二條の表の第二十五号から第三十三号までの上欄に掲げる者の教員として必要な在職年数は、第二十五号から第三十号までにあつては他の教育職員又は官公廳若しくは私立学校における教育事務の所轄廳の証明を有するものとし、文部省令の規定により、教育長はこの規定に従う。	第四條 第二條の表の第二十五号から第三十三号までの上欄に掲げる者の教員として必要な在職年数は、第二十五号から第三十号までにあつては他の教育職員又は官公廳若しくは私立学校における教育事務の所轄廳の証明を有するものとし、文部省令の規定により、教育長はこの規定に従う。
三十八	第五條 第二條の表の第二十五号から第三十二号までの上欄に掲げる事務に関する職員としての在職年数を、第三十一号から第三十三号までにあつては指導主事としての在職年数をそれぞれ通算するものとする。	第五條 第二條の表の第二十五号から第三十二号までの上欄に掲げる事務に関する職員としての在職年数を、第三十一号から第三十三号までにあつては指導主事としての在職年数をそれぞれ通算するものとする。	第五條 第二條の表の第二十五号から第三十二号までの上欄に掲げる事務に関する職員としての在職年数を、第三十一号から第三十三号までにあつては指導主事としての在職年数をそれぞれ通算するものとする。

で定める講習の修了証明書によつて行わなければならない。

(第一條及び前二條に定める者に対する上級の免許状の授與)

第七條 第一條又は第二條の規定により、教員の二級の普通免許状、

より、教員の二級の普通免許状、

假免許状若しくは臨時免許状を有するものとみなされた者は又は教員

の二級の普通免許状、假免許状若しくは臨時免許状の授與を受ける

ことができる者で、教育職員(これに相当するものとして、文部省令で定める旧令による学校の校長及び教員並びに官公廳又は私立学校における教育事務に関する職員を含む。)として、左の各号に掲げる年数(第二條の表の上欄に掲げる在職年数は、含まないものとする。)を良好な成績で勤務した旨の所持證の證明を有し、文部省令で各教員につき定める講習の課程を修了した者は、免許法第六條第一項の規定による教育職員検定により、それぞれ相当の教員の一級普通免許状、二級普通免許状又は假免許状の授與を受ける場合

一 幼稚園、小学校若しくは中学校の教員の二級普通免許状を有するものとみなされた者又はその授與を受けることのできる者を除く者は、教員の二級の普通免許状、假免許状若しくは臨時免許状を有するものとみなされた者は又は教員の二級の普通免許状、假免許状若しくは臨時免許状の授與を受けることができる者で、教育職員(これに相当するものとして、文部省令で定める旧令による学校の校長及び教員並びに官公廳又は私立学校における教育事務に関する職員を含む。)として、左の各号に掲げる年数(第二條の表の上欄に掲げる在職年数は、含まないものとする。)を良好な成績で勤務した旨の所持證の證明を有し、文部省令で各教員につき定める講習の課程を修了した者は、免許法第六條第一項の規定による教育職員検定により、それぞれ相当の教員の一級普通免許状、二級普通免許状又は假免許状の授與を受ける場合

### 許狀の授與を受ける場合

五年以上

高等学校の教員の二級普通免

許狀を有するものとみなされた者又はその授與を受けることのできる者が、高等学校の教員の一級普通免許状又は

一級普通免許状の授與を受ける

場合

五年以上

高等学校の教員の假免許狀を

有するものとみなされた者又は

その授與を受けることのできる

者が、高等学校の教員の二級普

通免許狀の授與を受ける場合

十年以上

五 薩護教諭の二級普通免許狀を

有するものとみなされた者又は

その授與を受けることのできる

者が、薩護教諭の一級普通免許

狀の授與を受ける場合

七年以上

六 盲学校、ろう学校又は養護学

校の教員の二級普通免許狀若し

くは假免許狀を有するものとみ

なされた者が、これらの学校の

教員の一級普通免許狀又は二級

上 欄

免 許 狀 の 種 類

下 欄

年 数

番号	上 欄	下 欄
一	免 許 狀 の 種 類	欄
二	年 数	欄
三	年 数	欄
四	年 数	欄
五	年 数	欄
六	年 数	欄
七	年 数	欄
八	年 数	欄
九	年 数	欄
十	年 数	欄
十一	年 数	欄
十二	年 数	欄
十三	年 数	欄
十四	年 数	欄
十五	年 数	欄
十六	年 数	欄
十七	年 数	欄
十八	年 数	欄
十九	年 数	欄
二十	年 数	欄
二十一	年 数	欄
二十二	年 数	欄
二十三	年 数	欄
二十四	年 数	欄
二十五	年 数	欄
二十六	年 数	欄
二十七	年 数	欄
二十八	年 数	欄
二十九	年 数	欄
三十	年 数	欄
三十一	年 数	欄
三十二	年 数	欄
三十三	年 数	欄
三十四	年 数	欄
三十五	年 数	欄
三十六	年 数	欄
三十七	年 数	欄
三十八	年 数	欄
三十九	年 数	欄
四十	年 数	欄
四十一	年 数	欄
四十二	年 数	欄
四十三	年 数	欄
四十四	年 数	欄
四十五	年 数	欄
四十六	年 数	欄
四十七	年 数	欄
四十八	年 数	欄
四十九	年 数	欄
五十	年 数	欄
五十一	年 数	欄
五十二	年 数	欄
五十三	年 数	欄
五十四	年 数	欄
五十五	年 数	欄
五十六	年 数	欄
五十七	年 数	欄
五十八	年 数	欄
五十九	年 数	欄
六十	年 数	欄
六十一	年 数	欄
六十二	年 数	欄
六十三	年 数	欄
六十四	年 数	欄
六十五	年 数	欄
六十六	年 数	欄
六十七	年 数	欄
六十八	年 数	欄
六十九	年 数	欄
七十	年 数	欄
七十一	年 数	欄
七十二	年 数	欄
七十三	年 数	欄
七十四	年 数	欄
七十五	年 数	欄
七十六	年 数	欄
七十七	年 数	欄
七十八	年 数	欄
七十九	年 数	欄
八十	年 数	欄
八十一	年 数	欄
八十二	年 数	欄
八十三	年 数	欄
八十四	年 数	欄
八十五	年 数	欄
八十六	年 数	欄
八十七	年 数	欄
八十八	年 数	欄
八十九	年 数	欄
九十	年 数	欄
九十一	年 数	欄
九十二	年 数	欄
九十三	年 数	欄
九十四	年 数	欄
九十五	年 数	欄
九十六	年 数	欄
九十七	年 数	欄
九十八	年 数	欄
九十九	年 数	欄
一百	年 数	欄

### 普通免許狀の授與を受ける場合

普普通免許狀の授與を受ける場合

及び盲学校、ろう学校又は養護学校の教員の二級普通免許狀若しくは假免許狀の授與を受けることのできる者が、これらの学校の教員の一級普通免許狀又は

二級普通免許狀の授與を受ける者を除く)については、次の表の

2 前項に規定する者の小学校から最終学校(文部省令で定める学校を除く)又は文部省令で定める教員養成機関を卒業し、又は修了す

るに至るまでの学校又はその教員養成機関における修業の年数が、通算して次の表の各号の上欄に掲げる免許狀の種類に應じ、それぞれその下欄に掲げる年数を前項に規定する学校教員養成機関における修業の年数とみな

り差し引くものとする。

### 七 幼稚園、小学校及び中学校の教員の臨時免許狀並びに養護教諭免許狀

七 幼稚園、小学校及び中学校の教員の臨時免許狀並びに養護教諭免許狀

は旧幼稚園令の規定による、教員検定により、教員免許狀を授與された者前項の規定の適用を受ける者を除く)については、次の表の

3 旧國民学校令、旧教員免許令又は旧幼稚園令の規定による、教員

検定により、教員免許狀を授與された者前項の規定の適用を受ける者を除く)については、次の表の

4 國民学校本科教員免許狀

5 國民学校准教員免許狀

6 中学校高等女学校教員免許狀、高等女学校教員免許狀

7 実業学校高等女学校教員免許狀

8 高等学校高等科教員免許狀

9 幼稚園教員免許狀

10 國民学校專科教員免許狀

11 國民学校初等科教員免許狀

12 國民学校本科学教員免許狀

13 國民学校准教員免許狀

14 國民学校高等女学校教員免許狀

15 國民学校高等科教員免許狀

16 國民学校准教員免許狀

17 國民学校高等女学校教員免許狀

18 國民学校高等科教員免許狀

19 國民学校准教員免許狀

20 國民学校高等女学校教員免許狀

21 國民学校高等科教員免許狀

22 國民学校准教員免許狀

23 國民学校高等女学校教員免許狀

24 國民学校高等科教員免許狀

25 國民学校准教員免許狀

26 國民学校高等女学校教員免許狀

27 國民学校高等科教員免許狀

上欄に掲げる免許狀の種類に應じ、それぞれその下欄に掲げる年数を前項に規定する学校教員養成機関における修業の年数とみな

し、前項の規定を適用する。

第八部

文部委員会会議録第八号

昭和二十四年四月二十六日

間、その職にあることができる。

校高等科及び專攻科教員免許状については昭和二十五年三月三十一日まで、高等学校高等科教員免許状については昭和二十六年三月三十日まで、なお從前の例による。

(関係法律の改正)

十一日まで、なほ從前例による。

(関係法律の改正)

許に関する規定する法律」を「教員免許法」に改める。

第五十條第一号を次のように改める。

一 教育職員免許法の定めると

ころに従い、國立又は公立の

学校の校長及び教員並びに教

育長及指導主事の免許状に関

すること。

第七十八條を次のように改め

る。

第七十八條 削除

第十二條 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次

のよう改める。

第二條第四項中「免許状」を「教

育職員の免許状」に改める。

第二十九條を次のように改め

る。

第二十九條 削除

第三 免許状取上げの処分を受

け、二年を経過しない者

四 日本国憲法施行の日以後に

おいて、日本國憲法又はその

他の國体を結成し、又はこ

れに加入した者

第九十九條を次のように改め

る。

第九十九條 刪除

第十一條 教育委員会法(昭和二十三年法律百七十号)の一部を次

のよう改める。

第四十一條第二項中「別に教育

職員の免許に関する規定する法

律」を「教育職員免許法(昭和二十四年法律第一号)に、第六十

七條第一項中「別に教育職員の免

文部省著作教科書の出版権等に関する法律案

第一條 文部省が著作の名義を有する教科書(以下單に「教科書」という。)の著作権は、文部大臣が管理するものとする。

(著作権の管理)

第二條 文部大臣は、教科書の出版権(以下單に「出版権」という。)を設立するものとする。

(出版権設定契約の方式)

第四條 出版権の設定は、第二條の審査に合格した者の競争によって行う。但し、競争に付するいとまがないときは、第二條の審査に合格した者との随意契約によることがができる。

(出版権設定契約の方式)

第五條 出版権を取得しようとする者は、その資格について文部大臣

(出版権)

第三条 この法律で「著作権」とは、著作権法(明治三十二年法律第三十九号)第一條に定める権利を「出版権」とは、同法第二十八条ノ二の規定により設定する権利をいう。

(著作者権)

第二條 出版権を取得しようとする者は、現金又は國債をもつて、その

見積りた予定製造原價に最初に発行する予定部数を乗じて得た額の百分の一以上の保証金を納めなければならぬ。

(保証金)

第五條 競争に加わろうとする者は、現金又は國債をもつて、その

見積りた予定製造原價に最初に発行する予定部数を乗じて得た額の百分の一以上の保証金を納めなければならぬ。

(保証金)

第二條 出版権を取得しようとする者は、その資格について文部大臣

(出版権)

第二条 この法律の際に校長又は

教員の職にある者については、学

校教育法第九條第二号の改正規定にかかわらず、改正前の同法第九

條第三号の規定を適用する。

この法律施行の際現に教育長の職にある者(教育長の免許状を授與された者を除く。)は、免許法第三條第一項の規定にかかわらず、その任期中、その職にあることができる。

第四条 この法律施行の際現に指導主事の職にある者(指導主事の免許状を授與された者を除く。)は、免許法第三條第一項の規定にかかわらず、この法律施行の日から一年

(教科書出版資格審査会)

第三條 文部大臣は、前條の審査を行ふに当つては、教科書出版資格審査会(以下「審査会」という。)に

諮詢しなければならない。

2 審査会は、審査員二十人以内で組織する。

3 前項の審査員は、学識経験者及び関係各省各廳の職員の中から、文部大臣が任命する。

4 前三項に定めるものを除くは、政令で定める。

(出版権設定契約の方式)

4 前項第三号の製造原價の算出の基礎については、あらかじめ文部

官吏は、競争入札に付する教科書の製造原價を予定し、その予定製

5 文部大臣又はその委任を受けた官吏は、競争入札に付する教科書の製造原價を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならぬ旨で定める。

(3) 前項の審査員は、学識経験者及び関係各省各廳の職員の中から、文部大臣が任命する。

2 契約條項を示す場所

3 製造原價の算出の基礎

4 前項第三号の製造原價の算出の基礎については、あらかじめ文部

官吏は、競争入札に付する教科書の製造原價を予定し、その予定製

5 文部大臣又はその委任を受けた官吏は、競争入札に付する教科書の製造原價を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならぬ旨で定める。

(4) 前項の審査員は、学識経験者及び関係各省各廳の職員の中から、文部大臣が任命する。

2 契約條項を示す場所

3 製造原價の算出の基礎

4 前項第三号の製造原價の算出の基礎については、あらかじめ文部

官吏は、競争入札に付する教科書の製造原價を予定し、その予定製

5 文部大臣又はその委任を受けた官吏は、競争入札に付する教科書の製造原價を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならぬ旨で定める。

(5) 前項の審査員は、学識経験者及び関係各省各廳の職員の中から、文部大臣が任命する。

2 契約條項を示す場所

3 製造原價の算出の基礎

4 前項第三号の製造原價の算出の基礎については、あらかじめ文部

官吏は、競争入札に付する教科書の製造原價を予定し、その予定製

5 文部大臣又はその委任を受けた官吏は、競争入札に付する教科書の製造原價を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならぬ旨で定める。

(6) 前項の審査員は、学識経験者及び関係各省各廳の職員の中から、文部大臣が任命する。

2 契約條項を示す場所

3 製造原價の算出の基礎

4 前項第三号の製造原價の算出の基礎については、あらかじめ文部

官吏は、競争入札に付する教科書の製造原價を予定し、その予定製

5 文部大臣又はその委任を受けた官吏は、競争入札に付する教科書の製造原價を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならぬ旨で定める。

(7) 前項の審査員は、学識経験者及び関係各省各廳の職員の中から、文部大臣が任命する。

1 教科書の種類及び最初に発行予定される部数

2 契約條項を示す場所

3 製造原價の算出の基礎

4 前項第三号の製造原價の算出の基礎については、あらかじめ文部

官吏は、競争入札に付する教科書の製造原價を予定し、その予定製

5 文部大臣又はその委任を受けた官吏は、競争入札に付する教科書の製造原價を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならぬ旨で定める。

(8) 前項の審査員は、学識経験者及び関係各省各廳の職員の中から、文部大臣が任命する。

2 契約條項を示す場所

3 製造原價の算出の基礎

4 前項第三号の製造原價の算出の基礎については、あらかじめ文部

官吏は、競争入札に付する教科書の製造原價を予定し、その予定製

5 文部大臣又はその委任を受けた官吏は、競争入札に付する教科書の製造原價を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならぬ旨で定める。

(9) 前項の審査員は、学識経験者及び関係各省各廳の職員の中から、文部大臣が任命する。

2 契約條項を示す場所

3 製造原價の算出の基礎

4 前項第三号の製造原價の算出の基礎については、あらかじめ文部

官吏は、競争入札に付する教科書の製造原價を予定し、その予定製

5 文部大臣又はその委任を受けた官吏は、競争入札に付する教科書の製造原價を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならぬ旨で定める。

(10) 前項の審査員は、学識経験者及び関係各省各廳の職員の中から、文部大臣が任命する。

2 契約條項を示す場所

3 製造原價の算出の基礎

4 前項第三号の製造原價の算出の基礎については、あらかじめ文部

官吏は、競争入札に付する教科書の製造原價を予定し、その予定製

5 文部大臣又はその委任を受けた官吏は、競争入札に付する教科書の製造原價を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならぬ旨で定める。

(11) 前項の審査員は、学識経験者及び関係各省各廳の職員の中から、文部大臣が任命する。

2 契約條項を示す場所

3 製造原價の算出の基礎

4 前項第三号の製造原價の算出の基礎については、あらかじめ文部

官吏は、競争入札に付する教科書の製造原價を予定し、その予定製

5 文部大臣又はその委任を受けた官吏は、競争入札に付する教科書の製造原價を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならぬ旨で定める。

(12) 前項の審査員は、学識経験者及び関係各省各廳の職員の中から、文部大臣が任命する。

2 契約條項を示す場所

3 製造原價の算出の基礎

4 前項第三号の製造原價の算出の基礎については、あらかじめ文部

官吏は、競争入札に付する教科書の製造原價を予定し、その予定製

5 文部大臣又はその委任を受けた官吏は、競争入札に付する教科書の製造原價を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならぬ旨で定める。

直ちに、くじで落札者を定めなければならぬ。

2 前項の場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に關係のない官吏をしてこれに代りくじを引かせることができる。

## (再入札公告の期間)

第十條 入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、更に入札に付しようとするときは、第六條第二項の期間は、五日までに短縮することができる。

## (発行義務)

第十一條 出版権の設定を受けた者(以下「出版権者」といふ。)は、教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第八條の規定により、文部大臣が都道府県教育委員会の報告した教科書の需要数を基準にして、教科書の発行に関する臨時措置法を指示したときは、その指示した発行を引き受けなければならない。

## (製造原價の改定)

第十二條 出版権の存續期間中物價の変動その他やむを得ない事由によつて、出版権者の引き受けた製造原價を変更する必要が生じたときは、文部大臣は、出版権者と協議してこれを改定することができるのである。

## (出版料納付の義務)

第十三條 出版権者は、発行の指示があつたときは、すみやかに発行の指示があつた部教に聽じ、定價

(出版料相当額を除く)の百分の二から百分の十六・六までの範囲内で文部省令の定めるところにより算定した額の出版料を國庫に納付しなければならない。但し、文部大臣は、発行の指示があつた日から四箇月を限度として、出版料納付の時期を定めることができる。

## (出版料納付義務の減免)

第十四條 文部大臣は、出版権者が災害その他出版権者の責に帰することのできない事由によって教科書の全部若しくは一部の製造供給ができなくなり、出版料の納付が困難であると認められるとき、又は教科書の発行部數が五万部を超えない場合において、義務教育上の見地から特にその定價をやすくする必要があると認められるときは、出版料を軽減し、又は免除することができる。

## (出版権の消滅)

第十五條 左の各号の一に該当する事由がある場合には、文部大臣は、出版権を消滅させることができることができる。

## (出版権の消滅)

第一出版権者の事業能力、信用状態が出版権設定当時の状況より低下し、教育上支障のないよう教科書を製造供給することができないと認められるに至ったときは。

## 二 第十一條又は第十三條に規定する義務を怠つたとき。

三 教科書の発行に関する臨時措置法第十四條又は第十五條の規定により、文部大臣が発行の指示を取り消したとき。

## 2 文部大臣が前項第一号の認定を

するときは、審査会に諮問しなければならない。

## 3 第十二條の協議がととのわないときは、出版権者又は文部大臣は、出版権を消滅させることができ

## 3 第十二條の協議がととのわないときは、出版権者又は文部大臣は、出版権を消滅させることができ

## 3 第十二條の協議がととのわないときは、出版権者又は文部大臣は、出版権を消滅させることができ

## 3 第十二條の協議がととのわないときは、出版権者又は文部大臣は、出版権を消滅させることができ

## 3 第十二條の協議がととのないときは、出版権者又は文部大臣は、出版権を消滅させることができ

## 3 第十二條の協議がととのないときは、出版権者又は文部大臣は、出版権を消滅させことができ

するときは、審査会に諮問しなければならない。

## 5 出版権は、質入することができ

に限り、第四條本文の規定にかかわらず、随意契約によることがで

## 2 第十二条の協議がととのわないときは、出版権者又は文部大臣は、出版権を消滅させることができ

## 2 第十二条の協議がととのないときは、出版権者又は文部大臣は、出版権を消滅させことができ

に限り、第四條本文の規定にかかわらず、随意契約によることがで

## 2 第十二条の協議がととのないときは、出版権者又は文部大臣は、出版権を消滅させことができ

昭和二十四年五月十九日印刷

昭和二十四年五月二十日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局